

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和2年2月定例会

第1号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和2年岩手沿岸南部広域環境組合議会2月定例会会議録

---

令和2年2月18日火曜日

---

議事日程 第1号

令和2年2月18日(火) 定例会  
午後3時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第6 議案第2号 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第7 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第8 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第9 議案第5号 令和元年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第6号 令和2年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算

以上

---

本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	4
第2	会期の決定	4
第3	議長の報告	4
第4	管理者の報告	4
第5	議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	6
第6	議案第2号 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	7
第7	議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	7
第8	議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて	8
第9	議案第5号 令和元年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第1号)	9
第10	議案第6号 令和2年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算	11

---

出席議員 (12名)

議長	志田嘉功君
副議長	菅野広紀君
2番	野田忠幸君
3番	中野貴徳君
4番	水野正勝君
5番	東梅康悦君
6番	遠藤幸徳君
7番	船砥英久君
8番	阿部祐一君
9番	古川愛明君
10番	畑中孝博君
11番	藤倉泰治君

---

欠席議員（1名）

1 番 阿 部 俊 作 君

---

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君	
副 管 理 者	戸 田 公 明 君	
副 管 理 者	岡 本 雅 之 君	(代理)
副 管 理 者	平 野 公 三 君	
副 管 理 者	神 田 謙 一 君	
事 務 局 長	長 野 勝 君	
事 務 局 次 長	大和田 浩 之 君	
会 計 管 理 者	橋 本 英 章 君	
監 査 委 員	北 田 和 紀 君	

---

事務局職員出席者

幹 事	板 沢 英 樹	
幹 事	下 田 牧 子	
幹 事	小 野 勝 彦	(代理)
	(所属 陸前高田市市民協働部まち づくり推進課)	
幹 事	伊 藤 幸 人	
幹 事	梶 原 ユカリ	
書 記	大 平 博 光	

---

午後3時会議を開く

---

○議長（志田 嘉功君） 本日の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届け出は、1番、阿部俊作君の1名でございます。

ただいまから、令和2年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第1号により進めます。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第70条の規定により、議長において、3番、中野貴徳君、4番、水野正勝君の両名を指名いたします。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第1号から第6号の議案6件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 令和2年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、組合職員の不適切な事案に関する処分について、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等についての2件についてご報告いたします。

はじめに、組合職員の不適切な事案に関する処分についてであります。

本件は、令和元年8月に当事者である係長級の職員の時間外勤務に係る事務処理について他の職員から疑義を受け、公平性・中立性を確保し事実関係を明確にするため、令和元年9月18日付けで釜石市へ調査を依頼しました。

調査結果については、令和2年1月21日付けで釜石市から通知を受けたところでございます。調査結果は、5月分、6月分については、時間外勤務命令された日時に実際に従事しなかったことが確認され、地方公務員法第32条に違反していると認定せざるをえないこと、実際に従事しなかったと確認された日を対象として支給された時間外勤務手当、62時間分、195,610円は、その全額の返還を求めるべきであること。また、当事者の上司についても、部下職員の管理監督を怠ったことの管理責任は重大であるというものであります。

この調査結果に基づき、令和2年1月31日及び2月10日に開催した管理者及び副管理者会議において処分を検討し、令和2年2月13日付けで処分をしたところです。処分については、当事者である係長級の職員を停職3月、上司である部長級の職員を戒告、課長級及び課長補佐級の職員を文書による訓告としたところであります。

このことは、組合の信用を著しく失墜させるものであり、皆様に深くお詫びを申し上げます。今後は、このようなことが二度と起きないよう、全職員に公務員としての自覚を強く促し、その職務、職責について、改めて指導してまいります。また、職員の管理監督を徹底し、再発防止に努め、組合に対しての信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

〔管理者、副管理者、事務局長、会計管理者、事務局次長、主幹。起立、低頭〕

次に、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等についてであります。

岩手沿岸南部クリーンセンターへの今年度12月末までのごみの搬入量は、23,209tで前年同期比の97.5%となっております。

平成29年度と平成30年度との同時期の比較においても98.2%であったことを踏まえ、ごみの搬入量は、わずかながら減少傾向となっております。

マテリアル及びサーマルリサイクルの状況については、12月末までに、スラグが1,885t、メタルが583t排出され、全て建設資材等に再資源化されております。

ごみ発電については、12月末までの発電電力量は約993万kwhで、そのうち電力会社への売り電量は、約396万kwhとなっております。

環境対策については、排ガス処理等に万全を期して操業しており、その環境測定値は基準値を大きく下回っております。また、放射性物質関係の測定結果についても、基準値以下であり、良好な状況を保っております。

これらの環境測定結果は、当組合のホームページにおいて公表し、地域住民の不安の払拭に努めているところでございます。

また、多くの方々に環境問題について考えていただく機会として、行政視

察及び施設見学を積極的に受け入れているところであります。今年度のこれまでの実績は、行政視察と施設見学を合わせると 19 件で 401 名が訪れております。

このように、当クリーンセンターにおいては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めており、今後とも、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けて、引き続き、取り組んで参ります。

本日の定例会には、議案第 1 号「岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、議案第 6 号「令和 2 年度組合会計予算」までの 6 件について、ご提案しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告といたします。

○議長（志田 嘉功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

○議長（志田 嘉功君） 次に、日程第 5、議案第 1 号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第 1 号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 6 ページをご覧ください。

この条例は、岩手県人事委員会勧告に伴い、構成市町の例に準じ、一般職の職員の給料月額の改正をしようとするものであります。

この議案第 1 号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年 12 月 17 日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

- 
- 議長（志田 嘉功君） 日程第6、議案第2号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。事務局長。  
〔事務局長 長野勝君登壇〕
- 事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第2号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。  
議案書の7ページから19ページをご覧ください。  
この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を新たに制定しようとするものであります。  
なお、この条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。  
以上、議案第2号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。  
以上で提案理由の説明を終わります。  
よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。
- 議長（志田 嘉功君） 11番、藤倉泰治君。
- 11番（藤倉 泰治君） 改めてよろしく願いいたします。この制度は新しく始まる制度だと思うのですが、これまでの臨時職員が会計年度職員ということになると思うのですが、当組合にはそれに対応する職員はいらっしゃるかどうか。
- 議長（志田 嘉功君） 事務局長。
- 事務局長次長（長野 勝君） 組合では、現時点では、おりません。
- 議長（志田 嘉功君） よろしいですか。
- 11番（藤倉 泰治君） はい。
- 議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（志田 嘉功君） 日程第7、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。事務局長。



〔事務局長 長野勝君登壇〕

- 事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の20ページから21ページをご覧ください。

この議案は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を除くこと及び岩手県市町村総合事務組合規約を一部変更することの協議に関し、議会の議決を求めようとするもので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（志田 嘉功君） 日程第8、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

- 事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の22ページから23ページをご覧ください。

この議案は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことに関し、議会の議決を求めようとするもので、地方自治法第289条及び第290条の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（志田 嘉功君） 次に、日程第9、議案第5号、令和元年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第5号、令和元年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております令和元年度補正予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,808万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億741万2千円とするものがございます。

補正予算書の2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。歳入の主な内容といたしましては、第1款、分担金及び負担金におきまして、平成30年度決算確定に伴う負担金の減額調整、清掃手数料の減額及び施設運営委託料の増及び災害ごみ処理負担金の計上などにより、構成市町からの負担金について増額計上しております。

第2款、使用料及び手数料におきましては、ごみ処理手数料収入額の減額を計上しております。

第7款、繰越金におきましては、平成30年度決算確定に伴う繰越金の増額を計上しております。

次に、3ページをご覧ください。

歳出の主な内容といたしましては、第2款、総務費におきまして、事務局職員の人件費について、職員構成の変化等による増額、財政調整基金積立金について、発電量の減少見込みによる電気売払い相当額分の減額、及び平成30年度決算確定に伴う繰越金を計上しております。

第3款、衛生費におきましては、固定委託料に係る資材費等の上昇に伴う運営・維持管理委託料の増額、及び災害廃棄物処理委託料を計上しております。

なお、ただいまご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算第1号に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第5号、令和元年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第

1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。
- 議長（志田 嘉功君） 6番、遠藤幸徳君。
- 6番（遠藤 幸徳君） 歳出、総務費についてお伺いします。総務費の中の地方公会計対応委託料が減額が250万円程あるのですが、この理由を説明願います。
- 議長（志田 嘉功君） 事務局次長。
- 事務局次長（大和田 浩之君） ただ今の質問にお答えいたします。当初予定していた金額で、見積り合わせしたところ、だいぶ安く契約ができて、予算案を今回減額しているところでございます。
- 議長（志田 嘉功君） 6番、遠藤幸徳君。
- 6番（遠藤 幸徳君） そのものの予算はどれほどだったのですか。この分250万円減額しても、それでも事業は履行できるものですか。
- 議長（志田 嘉功君） 事務局次長。
- 事務局次長（大和田 浩之君） 当初予定していた内容をもって、契約ができましたので、その予算案を減額しているところでございます。内容的には、そのとおり、こちらが思っている内容となっております。今回契約して、減額したものです。
- 議長（志田 嘉功君） 6番、遠藤幸徳君。
- 6番（遠藤 幸徳君） 当初、契約した額はどれくらいだったのですか。
- 議長（志田 嘉功君） 事務局次長。
- 事務局次長（大和田 浩之君） 当初は、420万2千円の予算でございます。
- 議長（志田 嘉功君） はい、6番、遠藤幸徳君。
- 6番（遠藤 幸徳君） 420万円という金額は、当初から高いと思わなかったのですか。普通、自治体の公会計の契約金というのは、400万円から500万円程度だと思いますけど、それくらいをもって単一の事業だと思うのですが、それで420万円。そもそも設定が間違っていたのではないですか。
- 議長（志田 嘉功君） 6番、遠藤幸徳君。釜石では質問は3回だそうです。今回の場合も3回ということで。ただし、私、3回の関係は、大船渡もそうなんですけど、釜石の関係を何回なのか聞いてなかったもので、そのまま。
- 6番（遠藤 幸徳君） 議長から指示がなかったもので。
- 議長（志田 嘉功君） それでは、私の不手際もありますので、今の質問に対して、回答をひとつ事務局長、お願いします。
- 事務局次長（大和田 浩之君） 当初は、システムを使って管理する予定でございましたけども、当組合の管理の仕方としてはシステムを使わなくても、例えばエクセルなどのソフトで管理できるという状況が分かりましたので、そちらの方向で業務を進めさせていただくというところでございます。それ

で今回 250 万円程、不用額となりますので、ご報告するものです。

○議長（志田 嘉功君） その他ございませんか。

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（志田 嘉功君） 次に日程第 10、議案第 6 号、令和 2 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第 6 号、令和 2 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております予算書の 1 ページをご覧ください。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を 16 億 9,315 万 4 千円とするもので、令和元年度の当初予算と比較いたしますと、3 億 382 万 5 千円、21.9%の増となっております。また、一時借入金の限度額については、令和元年度と同額の 1 千万円としております。

2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算におきまして、予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてであります。第 1 款、分担金及び負担金は、当組合を構成いたします、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの負担金を計上しております。

施設の運営及び組合経費につきましては、均等割 10%、平成 30 年 10 月から令和元年 9 月までのごみ搬入実績量に基づいた利用割 90%の割合で算定しております。

また、中継運搬経費につきましては、均等割 10%、平成 31 年 3 月 31 日現在の人口割 90%の割合で計算しております。

これらの算定に基づきまして、15 億 7,397 万 8 千円を計上しております。令和元年度の当初予算との比較では、3 億 1,346 万円、24.9%の増額となっております。

第 2 款、使用料及び手数料につきましては、当クリーンセンターに、ごみを直接持ち込む場合のごみ処理手数料といたしまして、1 億 1,838 万 8 千円を計上しております。

この手数料につきましては、直接持ち込みすることとしております釜石市、大槌町及び大船渡市の一部持ち込み分を計上しております。それ以外の陸前高田市、大船渡市及び住田町につきましては、それぞれの中継施設において

手数料を徴収することから、組合予算には計上していないところであります。

次に、3ページをご覧ください。

歳出についてであります。第1款、議会費は、193万3千円で、令和元年度当初予算額より129万5千円、203.0%の増となっております。

第2款、総務費は、5,030万8千円で、令和元年度当初予算額より1,192万1千円、19.2%の減となっております。

第3款、衛生費は、当クリーンセンターの運営・維持管理委託、及び中継運搬委託等に必要な経費11億5,431万6千円を計上しており、令和元年度当初予算額より3億1,445万1千円、37.4%の増となっております。

第4款、公債費は、平成20年度から平成22年度までの事業費に係る組合債借入の元金、及び利子償還金、並びに一時借入金の利子を合わせて、令和元年度当初予算と同額の4億8,559万7千円を計上しております。

第5款、予備費は、令和元年度当初予算と同額の100万円を計上しております。

なお、ただいまご説明申し上げました、令和2年度予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第6号、令和2年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（志田 嘉功君） 以上で、本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。なお、進行に一部、議長の不手際があったことを陳謝いたします。

これをもちまして、令和2年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時30分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

志 田 嘉 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

中 野 貴 徳

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

水 野 正 勝